

経済と経営 41-1(2010.11)

〈論文〉

韓国会計基準の研究(3) ——「企業会計基準」の逐条解釈——

成瀬 継 男

目 次

はじめに

第2章 貸借対照表

一 流動負債

二 固定負債

三 資本金

四 資本剰余金

五 利益剰余金

はじめに

前号の「はじめに」のところに南北코리아の統一問題について、筆者の考えていることの、ごく一部を述べてみました。これが思わぬ好評を得たようで、何人かの方から「面白かった」と、ほめられたので再度、書くことに致しました。ただし、今度は一定のテーマに限定して述べるのではなく、韓国の慣習や特徴などについて、筆者の感想みたいなものを述べてみたいと思います。したがって、これはあくまで筆者の主観的な捉え方ということになりますので、一般的な考え方とは少し異なる面があるかもしれません。この点は、あらかじめ申し上げておきたいと思います。

そこで、まず韓国の社会や韓国の方の長短を述べてみましょう。韓国の方は多くの方がそうであるように、何かの動機づけがあり、目的意識が定まると、驚くべきことをやってのける能力と気力を持っているようです。それが経済的分野などで日本と同じように、いま一つ上手にゆかないのは、韓国の場合には、昔から強度な官僚主義や激しい労働紛争また技術革新の立遅れなどがあり、これらを解決できない政治の弱さなどが存在していたからでしょう。とくに政治的分野における秘密主義や密室性などが目立ちますが、これには歴史的、風土的なものがあるかもしれません。そのため、あらゆる面を個々に分析し、問題点を1つひとつ洗い出し、新しい在り方を追求し、リサーチしながら韓国社会にもっともフィットしたシステムを創り出さなければなりません。これができれば、韓国の潜在能力からいって必ずといってよい程、すべての分野の発展は可能になるでしょう。最近では経済的分野も大変によくはなっています。喜ばしいことです。

また、韓国の多くの人は人間的な信義に厚いと言われています。例えば、こちらが韓国の方を尊敬し、信頼して接しますと、多くの場合に相手の方もこちらを信頼してくれることになるでしょう。このようなことは、男女間の恋愛のようなものばかりではなく、男性間または女性間の人間関係にも成立することになるでしょう。さらに、国と国との関係などにも当てはまることになると考えます。しかしながら、両国民がお互いに「信頼してます」と、言えないのは歴史的に色々な不幸な出来事があり、また戦前からの政治的、社会的な問題が尾を引いているからでしょう。本当に残念なことです。

もし、歴史的に不幸な出来事がなければ、両国民はもっと親しくできたと思います。だが、歴史には「if」は厳禁ですので、今後は2度と不幸な出来事がおきないように、両国民がお互いに十分に注意しながら、お互いに信頼していきましょう。言うまでもなく、国と国との良い関係は両国民の日頃の友情や友好、あるいは種々たる人的、物的の交流などの総和の上に成立することになると考えられます。例えば、良質の韓流映画に対する日本の映画ファンの反応をみれば、これ以上の友好はないでしょう。それゆえ、種々たる文化や経済の交流が是非とも必要になるのです。次に、韓国の方の特徴のようなものについて述べてみたいと思います。

昔から韓国の方は頭が良く、運動能力が高いと多くの人に言われています。たしかに、それは韓国の歴史的な建造物をも、東大の姜尚中教授の話も聞いても、ハングル文字をも理解できます。また、スポーツなどの能力が高いのをみても(例えば、サッカーを見て下さい)、韓国の食文化の多様性などをみても納得できると思います。その上に、この国の多くの人々は真面目で公平で人間的に誠実の方が多い。ただし、喜怒哀楽の表現に少しばかり激しい面がありますが、それだけ物事に対しての判断や認識が公正で純粋だからでしょう。つまり、多くの人が不条理や間違っことは許せないという性質を有しているからでしょう。

また、他の面でも、よいところは沢山あります。例えば、日本ではとっくの昔に失われてしまったものが、韓国には今でも残っている場合があります。その1つに、年配者や目上の人に対して、尊敬や敬意を表する習慣が存在していることです。これは、筆者のように後期高齢者(誰れが作ったのか知らないが、デリカシーに欠ける言葉です)にとっては喜ばしいかぎりです。老人は大切にしましょう。誰れもが年を取るものですから。老人を大切にしない国は、いずれ衰退することになると思います。このことは、多くの国の歴史が物語っています。

それゆえに、筆者は韓国が好きで、いままでに10数回以上は行っています。だが、そのなかには、オーストラリアへ行くのにソウル経由で韓国の飛行機(運賃が日本より安いこともあります)で、行ったようなケースも含まれています。また、返還前のマカオに釜山から直行便で行ったようなことも含まれています。このような場合に、24時間以内であれば飛行場の外に出ることが可能でしたので、ホテルで1泊して市内観光程度は可能でした。現在は可能かどうか分かりませんが、多分できるでしょう。

言うまでもなく、地理的に韓国は日本にとって、まさにお隣りの国です。今後とも今以上に仲良くしていきたいと願っています。この礼儀正しい優秀な民族と仲良くしていくことは、長期的にみれば日本にとって文化的にも、種々たる面からも多くのメリットがもたらされることになるでしょう。聖徳太子の時代から、その具体的な例は数えきれないほどあります。そして、これもよく言われることですが、韓国人と日本人とは顔はよく似ていますが、仕事に対するアプローチの仕方などでは

異なるケースが多いようです。例えば、なにか新しい仕事を行う場合に日本人は、あまり自信はなくても地道にコツコツと時間をかけて、何とか仕上げているタイプの人が多いと言われています。

これに対して、韓国の方は最初から自信をもって仕事に当る人が多いと言われています。そして、事が上手にいかなくなると、こんなはずがない自分達はずっと優れているはずだと、自信をなくしてしまうケースが多々あるようです。何事に対しても自信をもつことは大いに結構ですが、逆な面が出るとやる気をなくし、気力までも喪失してしまうことは、よくありません。失敗しても、また別な面からのアプローチを試みればよいのですから。常に仕事に対する気概は失なわないでいただきたいのです。このようなことは韓国における新製品の開発などで、比較的によくみられるからです。

自信をもつということでは、韓国のサッカーが日韓共催のワールド・カップで良い成績を残したのも、豊富な練習のもとに自分達は強いという気力と気概をもっていたからでしょう。そしてその結果、世界中のサッカー・ファンに大きな感動を与えたのです。工業技術の開発などについても、サッカーのように強い気力をもって下さい。韓国の方は、優秀な方が多いし、勉強熱心の方も多いため、本気でやれば出来るはずで、現実に電気製品や自動車などでも低コストで立派なものが作れるのですから。どうか元気を出して下さい。今、日本にとっても韓国にとっても一番必要なことは「元気を出すこと」です。お互いに頑張りましょう。

次のことは、実際に韓国に住んでいた人から聞いた話ですが、韓国の商店などでは客の身なりや外見などで、客を判断することが多いそうです。そのため、買物に行く場合でも、レストランなどに行くときでも、きちんとした格好で行くのがよいとのこと。そうでないと店の人に軽く扱われて不愉快な思いをすることも、ときにはあるそうです。私達からすると身なりなんかは、それほど気にしなくてもよいのではないかと考えてしまうわけですが。しかしながら、韓国の人にとっては外見もまた大切なのです。いくら社会的な地位が高くても、いくらお金があっても貧弱な身なりや服装では、その程度にしか対応してもらえません。したがって、多くの韓国人は地位や身分に合致した家や自動車などを持つことになるそうです。このことは良い悪いの問題ではなく、昔からの生活に根づいた慣習みたいなものですから、簡単には変わらないでしょう。その慣習はそれほど悪いことでもありませんので、それはそれで、よいと思います。つまり、これらの慣習は昔から伝わってきた一種の精神文化みたいなものですから、簡単に変わらなくても仕方ありません。

文化といえば、次のことは日本人にとっても非常に重要な意味をもつことになると思います。それは韓国の一部のインテリの人達が中国人を兄、日本人を弟みたいなものと認識していることです。つまり、歴史的な長い時間をかけて、長男から受け継いだ種々な文化（例えば、仏教や漢字なども含まれる）を二男である韓国人が引きつぎ、それを三男である日本人に継承してきたと考えているからです。それゆえに、兄である中国人には歴史的な恩があることになりしますので、少しくらいの無理は聞いてしまう傾向があります。しかしながら、ここ百年ぐらい前から弟であるはずの日本人は長兄の国を侵略したり、次兄の国である朝鮮を植民地にしたりして、あまり良いことはしてないと、考えているからです。

だから、心の中では日本人は少しばかり生意気で威張り屋さんで道義的に若干、問題があるのではないかと思っているかもしれません。一方、日本人にとって中国や韓国の「弟」であるとは、まず誰れもが想像したこともないでしょう。難かしいことですが、このような心理的な大きなギャッ

ブを何とか解決しないかぎり、真の友好は生まれないかもしれません。このようなギャップは長い時間をかけて、少しずつ理解し合って解決していくしか他に方法はないでしょう。あせらずに長い時間をかけ、お互いに努力していきましょう。そして、理解し合う前に、お互いに信頼しましょう。相互信頼こそが相互理解の第1歩ですから。このことは、人間間であれ、国家間であれ一番大切なことだと考えます。それでこそ、日韓千年の友好が完成されていくことになると考えます。

最後に、前号で述べた南北コリアの統一の問題について若干、補足しておきたいと思います。この問題を解決するためには大きな前提条件が必要となります。それは、韓国が北朝鮮に対し今まで以上に門戸を広く開放し太陽政策を継続していくことです。そのさいに、国内外の多くの人から甘いと言われようが、何と思われようが北風政策に戻してはなりません。また、韓国の政権がどのように変わっても、太陽政策の基本精神は変えてはなりません。変えるようなことをすれば、北の金正日政権が北の全国民を道連れに玉砕覚悟で韓国や日本あるいはアメリカに立ち向ってくるかもしれません。核攻撃すら金政権ならば、やりかねません。冒険的な恐い政権ですから。

しかしながら、韓国が現在及び現在以上の経済力をキープし、平和や民主主義のコンセプトをさらに発展させていくならば、遠くない日に必ず北の同盟も統一を強く決意することになると思います。また、世界の多くの国々も、それを心からサポートすることになるでしょう。そして、2度と金政権のような近所迷惑な「不良政権」を許してはなりません。あくまで、平和と人権を重んずる政府でなければならないのです。今のままなら、金政権は確実に「やくざ政権」に成り下り、近隣諸国の迷惑どころか世界中に多大な迷惑をかけることになるでしょう。こんな政府は地球から合法的に「一滴の血も流さないで」抹殺しなければなりません。なぜなら、金政権が今の政策を一生懸命にやればやるほど、世界の多くの国にとってマイナスになってしまうからです。つまり、国の基本的な政策や方向性が間違っているからです。

言うまでもなく、いかなる国のいかなる政権でも、民主主義を尊重し、平和と人権を重んずる政権でなければなりません。このことは独裁的な金政権では絶対に無理でしょう。そこで、世界中の多くの国々が知恵を出し合って、新しい民主的な政権を朝鮮半島に樹立しなければなりません。とくに、近隣の国々（日本やアメリカ、中国やロシア）では真剣に考え、協力し話し合えば必ず展望は開けると思います。ただし、この問題で一番のネックとなる金正日や彼の一族の身柄は従来のいきさつから、中国が心をこめて彼等を説得し、その身の安全を責任をもって保証し、それ相当の金を持たせて、中国の景勝地にでも亡命させたら如何でしょうか。例えば、朝鮮半島に近い大連や暖かいマカオなどは良いところです。中国は北朝鮮との歴史的ないきさつから、そのぐらゐの努力はして下さい。お願いします。相手が中国ならば金正日も言うことを聞くでしょう。

そして、朝鮮半島に新しい民主的な統一国家が創られるのです。世界平和のためにも、アジアの発展のためにも立派な統一国を建設して下さい。そのときこそ、第2次世界大戦が終ったことになるのです。どうかもう少し頑張って下さい。お願いします。分断国家のため、親兄弟の死に目にも合えない切なさや悲しさは、もうたくさんです。北朝鮮の国民もきっと同じ気持ちでいるでしょう。朝鮮半島の夜明けは、もうそこまで来ています。

第2章 貸借対照表

一 流動負債

〔第23条〕

第23条〔流動負債〕において、「流動負債の科目は次のとおりとする。」として、次の12項目をあげている。

1. 仕入債務

一般商取引から生じた買掛金並びに支払手形とする。

2. 短期借入金

金融機関からの当座借越額と1年以内に返済する借入金とする。

3. 未払金

一般的商取引以外で生じた債務（未払費用を除く）とする。

4. 前受金

受注工事・受注品及びその他の一般的商取引から生じた前受金とする。

5. 預り金

一般的商取引以外で生じた一時的な諸預り金とする。

6. 未払費用

発生した費用であって支払っていないものとする。

7. 未払法人税

法人税などの未払額とする。

8. 未払配当金

利益剰余金処分計算書上の現金配当額とする。

9. 流動性長期負債

固定負債のうち、1年以内に償還するものなどとする。

10. 前受収益

支払を受けた収益のうち、次期以降に属する金額とする。

11. 短期負債性引当金

1年以内に使用する引当金とし、その使用目的を表わす科目に記載する。

12. その他の流動負債

第1号から第11号までに属さない流動負債とする、と規定されている。

では、負債 (Liability) とは、何であろうか。つまり、「負債とは企業外部の債権者に対する支払義務であり、法律上および契約上、信用上ならびに会計手続上のものである。」と筆者は位置づけた。すなわち、負債は企業が将来、企業外部の第三者に一定の金銭支払や役務提供などをしなければならない義務であり、債務などである。また、企業会計が期間計算制度を採用しているために生ずる会計手続上の負債も含まれる。そこで、会計手続上の負債とは、具体的には未払費用や前受収益などである。さらに、会計手続上の負債には、これを広義に解釈すると将来の特定の費用または損失で、その金額を合理的に見積ることができる引当金なども含まれる。また将来、支払義務

が発生する可能性のある偶発債務などは会計上の負債には含まれないが、実際に偶発損失が発生すれば会計上の債務となる。そのため、偶発債務は「注記」されることになるのである。

FASBによれば、「負債とは、過去の取引または事象の結果として、特定の実体が、他の実体に対して、将来、資産を譲渡または用役を提供しなければならない現在の債務から生じる、発生の可能性の高い将来の経済的便益の犠牲である。」⁽¹⁾と、性格づけられている。この定義からも、負債は過去の取引や事象の結果から生じるものであり、資産および用役を提供すべき現在の債務であり、将来の確実性の高い経済的便益の犠牲である、と認識されるのである。それゆえ、負債の本質は、「将来の確実性の高い経済的便益の犠牲」ということになるのである。

そこで、負債を発生源泉別にみれば支払手形のように法律上の債務であり、借入金のように契約上の債務である。また、買掛金や未払金のように信用上の債務であり、保証債務のように偶発的な債務（保証した会社が倒産したような場合）も負債になる。したがって、負債のコンセプトには法律、契約、信用、偶発などの概念と前述の期間計算制度による経過的な負債なども内包されていることになるのである。

負債の特徴について、G・カーは次の5項目を指摘する⁽²⁾。

(1)債務が現時点において存在していること、すなわち、債務を生じさせる取引またはその他の事象がすでに発生していること。

(2)当該債務によって、あるエンティティーが、他のエンティティー（単複を問わず）に対する義務または責任が課されていること。

(3)当該債務は法律上、道徳上または経済上の強制力によって、当該エンティティーに、将来の決済を避ける術をほとんど持っていないようにするものであること。

(4)当該債務の決済は、資産の将来における引き渡すまたは使用を意味し、それによって将来の経済的便益の犠牲を引き起こすと期待されうること。

(5)決済は請求のなされた日、特定日もしくは決定可能な日、または特定の事象が発生した日に必要とされる。

(1)については、責務が現実が発生し、存在しているという事実の確定である。見積りによる確定債務などは存在しないのである。(2)については、当該債務のあるエンティティーが他のエンティティーに資産を引き渡すか、サービスを提供しなければならないという義務である。(3)については、債務は法律的にも、道徳的にも、経済的にも、物的・精神的にも強制力を負っているからである。(4)については、負債は経済的資源の犠牲によって、発生した債務を返済するために、必要な経済的資源または用役の将来の移転である。(5)については、一般的には返済を約束した日（返済日）に決済することが多い。

しかしながら、負債の概念には、この他にも種々なものがある。例えば、他人資本説や物的二勘定学説および負債持分説やシュマーレンバッハの後給付説などが存在している。

負債を他人資本説の立場からみると、負債は資本とともに貸借対照表の貸方に記載され、負債ならびに資本の具体的な運用形態である資産の資金源泉を示すことになる。源泉内容の1つは株式発行などによる自己資本であり、他は企業外部からの提供による他人資本である。そして、他人資本は負債といわれ、自己資本は資本といわれる。この説を式で示すと次のようになる。

〔資産＝他人資本（負債）＋自己資本（資本）〕。また、この式は貸借対照等式といわれ、資産は貸

借対照表の借方に記載され、負債・資本は貸方に記入される。そして、資産と負債・資本の合計額は等しくなる。もし、等しくならなければ、計算に間違いのないかぎり、その差額はその年度の純損益を意味することになるのである。

次に、簿記理論による物的二勘定学説の見解がある。この考え方は資産を積極財産としてとらえ、負債を消極財産としてとらえる。この両者の差額は正味財産として認識されるのである。この説を式で示すと次のようになる。つまり、〔積極財産－消極財産＝正味財産〕である。この考え方は、歴史的に資本主理論を前提として構成されていることになろう。それゆえ、資産は資本主の積極財産を示し、負債は資本主の消極財産を示すものと考えられる。収益は資本主持分の増加を意味し、費用は資本主持分の減少を意味する。そして、利益は資本主に帰属し、資本主の正味財産の増加を意味することになる。この考え方は、今でも小規模の企業形態にはマッチするが、株式会社を中心とした大規模な企業形態には適合しないのである。

また、シュマーレンバッハの後給付説とは、「未解決の後給付」が負債ということである。その未解決の後給付としては、次の4項目があげられる⁽³⁾。

(1)費用にして未だ支出になっていないもの。この例として、仕入先の債務、未払税金、危険引当金などがあげられている。

(2)収入にして未だ支出となっていないもの。この例として、借入金などがあげられている。

(3)費用にして未だ収益となっていないもの。この例として、未決の修繕があげられている。

(4)収入にして未だ収益となっていないもの。この例として、得意先から前払いを受け取ったが、まだ物品の引き渡しをしていない場合があげられている。

シュマーレンバッハの考え方は、継続企業における支出と費用、収入と収益とが期間的な食違いによって生ずる未解決の後給付が負債ということになるのである。つまり、次期以降において、この未解決の給付を貨幣性資産や財貨および用役によって、引き渡しをしなければならない経済的責務ということになろう。したがって、期間計算制度によって生ずる未解決の後給付なども、次期以降に貨幣や用役などによって支払わなければならないので、経済的責務になるのである。

また、負債を持分理論の立場から認識する見解がある。つまり、自己資本であれ、他人資本であれ、企業の経営活動に投下された場合には、出資形態を超えて企業資金の源泉となるという考え方である。すなわち、企業資金の源泉形態が企業内部と企業外部との相違にすぎないと認識するのである。この場合に、各種の資本提供者が企業資産に有する出資額応分の請求権を持分という。ただし、債権者持分は過去の取引活動の結果から生じた企業資産に対する請求権であり、一般的には企業財産からの支払を必要とすることになろう。

これに対して、出資者持分は企業財産に対する残余財産の請求権を意味することになるのである。しかし、出資者持分はその具体的な出資形態である株式の種類によって、優先順位は異なるが、いずれも企業財産に対する残余財産の請求権を有することになるのである。そして、この両者に属さない持分が企業持分ということになろう。この持分理論を数式で表わすと、次のようになる。つまり、〔資産＝債権者持分＋出資者持分＋企業持分〕である。

さらに、AICPAでは「負債(Liabilities)とは一般に認められた会計原則に準拠して認識、測定される企業の経済的責務である。」⁽⁴⁾と、オーソドックスに規定されている。そして、会計原則にしたがって記録された元帳の締切の際に繰り越される貸方残高の一覧表である、と簿記的に述べてい

る。いずれにしても負債は、いわば経済が総合的に発達し、そのなかから金融、契約、法律、また簿記機構など経済事象にかかわるものが生成し、発展するなかで、それらから切り離して存在しえないものである。したがって、負債は信用経済の発展がもたらした経済的概念の1つである、と認識できるのである。

負債の区分については、ワン・イヤーのルールがあげられる。負債は流動負債と固定負債とに分けられ、両者の区分の基準は原則として、ワン・イヤー・ルールによる。ワン・イヤー・ルールとは貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に期間が到来する債務が流動負債である。したがって日本の企業会計原則の貸借対照表原則四(二)Aに「取引先との通常の商取引によって生じた支払手形、買掛金等の債務及び期限が1年以内に到来する債務は、流動負債に属するものとする。」と規定されている。この意味は、前受金、買掛金などの債務や、約束手形の振出しのように営業の循環過程の中で発生し、消滅するものは、すべて流動負債とするように修正されたのである。

それゆえに、このような負債は、ワン・イヤー・ルールにとらわれずに、すべて流動負債とするという考え方である。この考え方を営業循環基準説 (normal operating cycle basic theory) という。つまり、厳格にワン・イヤー・ルールを適用するより、営業の流れや資金の流れによって分類した方が、より合理的であると判断するからである。しかし、取引先との通常以外の取引によって発生した債務 (例えば、借入金や未払金など) は、ワン・イヤー・ルールの適用によって分類されることになる。それゆえに、日本の企業会計原則はワン・イヤー・ルールと営業循環基準説とを併用していることになるのである。韓国の場合も同じ考え方であろう。

なお、負債性引当金については、賞与引当金、工事補償引当金、修繕引当金などのように、通常1年以内に使用される見込みのものは流動負債に属し、特別修繕引当金、退職給与引当金などのように、通常1年を超えて使用される見込みのものは固定負債に属することになる。また、貸借対照表における表示方法については、前述のように取引先との通常の商取引上の債務とその他の債務とに区別して表示しなければならない。また、債務のうち、役員や従業員など企業内部の者に対するものや親会社または子会社に対するものは、特別の科目を設けて区別し、または注記などの方法によって、その内容を明瞭に示すことが要請されている。なぜなら、企業内部のものからの債務や親会社などからの債務は、特別な経営事情や状況などに起因する 경우가多く、そのために特別な科目を設けて区分表示することが要請されるのである。

次に、負債の認識について考えてみよう。では、認識とは何であろうか。認識 (Recognition) とは、複式簿記の原理・機構により負債を仕訳帳や元帳などに記録し、一定の会計手続や計算手続を経て財務諸表に表示する一連の総合的な会計行為や、そのプロセスの正当性を識別する行為である、と筆者は理解したい。認識されない負債は、例えば保証債務などは財務諸表に注記という形で記載されることになる。ただし、認識の基本方針を決定する場合に、認識されるものは会計目的に適合し得るものでなければならない。会計目的とは、企業および企業の利害関係者の合理的な意思決定と、アカンタビリティの確立のために有用で公正な会計情報と、そのプロセスを明瞭に提供することであろう。つまり、会計認識はこの目的にマッチするものでなければならないのである。

G・カーは、負債の認識に関して次の3点をあげている。「①負債の存在の確定、すなわち、当該項目は負債の定義を満たさなければならないということ。②当該負債の決済に必要とされる経済的便益の将来における犠牲の発生確率。③将来において発生する可能性の高い経済的犠牲の量的表現

の可能性、すなわち、会社計算システムにおいて記録される任意の項目は量的表現が可能でなければならないということ」⁽⁶⁾を、負債認識の前提条件にしている。個々にみてみよう。

①の負債の存在を確定することは、難しいことではないであろう。大部分の負債は、通常の企業活動の中で発生しており、種々な企業活動によって証拠づけられている。つまり、負債の証拠は借入金の担保や資産の購入、労働協定あるいは売買契約の控えなどによって裏付けられるからである。

②の責務の決済に際しては、経済的便益の将来の犠牲が必要となろう。その際に、多くの負債は決済を必要とするので、当然に認識・測定が行なわれなければならないことになろう。ただし、決済が必要とされる発生確率を決定する際には、監査などによって負債の認識・測定の方針などが明らかにされていることが要請されるのである。また、過去の経験が負債発生の確率を見積もる基礎を提供するということになろう。

③のケースにおいて、どのような負債についても認識の必要条件としては、金額的に表現できるものということになろう。つまり、金額的表現の可能性が会計の特徴の1つになるからである。だが当然に、金額的表現は、それぞれの負債の種類によって異なるものとなろう。大部分の負債は、例えば資産もしくは商品の購入、または銀行などからの借入による負債のように、支払われるべき金額と支払期日が客観的な証拠によって明らかにされているものが多い。また、負債の額は責務を決済するのに必要な経済的犠牲の貨幣的表現であるので借入額とその利息になろう。ただし、この額は外国の通貨単位によって、大きく変動する可能性が生じるし、また物価変動によって変化する可能性も生まれる。それゆえに、これらのことを考慮したものでなければならないのである。

二 固定負債

〔第24条〕

第24条〔固定負債〕において、「固定負債の科目は次のとおりとする。」として、次の6項目をあげている。

1. 社債

1年後に償還する社債の価額とするものの、社債の種類別に区分してその内容を注記として記載する。

2. 長期借入金

1年後に返済する借入金とし、借入先別借入金、借入用途、利息率、償還方法などを注記として記載する。

3. 長期性仕入債務

流動負債に属さない一般的商取引で生じた長期の買掛金及び支払手形とする。

4. 長期負債性引当金

1年後に使用する引当金とし、その使用目的を表わす科目に記載する。

5. 繰延法人税貸

一時的な差によって法人税費用が法人税法などの法令により納付すべき金額を超過する場合、その超過する金額とする。

6. その他の固定負債

第1号から第5号までに属さない固定負債とする、と規定されている。

では、固定負債 (Fixed Liability) とは何であろうか。これは社債、長期借入金などのように貸借対照表作成日の翌日から起算して、1年以内に支払期日が到来しない長期の債務である。固定負債に属するものには、社債、減債基金、転換社債、新株引受権附社債、長期借入金、長期未払金などがある。固定負債は長期資金の調達手段であり、資本とともに固定資産などの設備資金として運用されるケースが多い。

(1) 社債

社債とは、どのようなものであろうか。社債 (Corporate Bonds) とは、株式会社が一般の投資家から長期資金を調達する目的で社債権という有価証券を発行し、その資金を得ることによって生じた債務である。社債は投資者から資金の調達を図るものであるから、一定の契約利子の支払いと満期日における元本の償還が約束されていなければならない。ただし、社債は無制限に発行できるものではなく、日本の改正前の商法によると「社債ハ最終ノ貸借対照表ニ依リ会社ニ現存スル純資産額ヲ超エテ之ヲ募集スルコトヲ得ズ」と、規定されていた。純資産額とは会社の資産総額から負債総額を差し引いた差額であり、それを超えて社債を発行することはできなかったのである。

このことは、商法の理念の1つである債権者保護の見地から要請されていたことになる。だが、社債発行の規制に対しては従来から、徐々に緩和措置がとられてきており、平成5年6月の商法改正によって限度規制の撤廃が施行されたのである。その理由は、社債保護の各種の措置が整備されてきたからである。韓国の場合も少しづつ緩和されてきている。

(2) 社債の発行

社債の発行は株式の発行とは異なり、日本の商法では取締役の決議 (第296条) によって募集することが可能であるので、機能的に発行することができる。すなわち、会社にとっては最も条件やタイミングの良いときに発行することができるからである。だが、株式が資本金を構成するのに対し、社債は負債であるので経営に直接参加することはできない。しかしながら、利益の有無にかかわらず一定の契約利子の支払いや、元金の保証、償還期間の確定など株式と異なった長所がある。それゆえに、株式会社の長期資金調達において、社債の発行は株式の発行と長期借入金の借入とともに3大資金調達の源泉といわれるのである。また、社債のメリットは特定の貸借当事者に固定することなく、多くの不特定多数の社債権者から長期の資金を調達することが可能になるのである。そして、その特徴としては社債という同一条件による均等額に分割発行することができることである。

(3) 転換社債

転換社債 (Convertible Bond) とは、日本の商法 (第341条ノ2) に「会社ハ転換社債ヲ発行スルコトヲ得」と、規定されているものである。具体的に転換社債は転換総額、転換時期などについて一定の条件のもとで、社債権者の要請により、株式への転換が認められる社債である。社債から株式に転換できるので転換社債という。一般投資家としては一定の契約利子を受け取り、社債発行会社の業績向上などに伴って、また社債権者の要請により株式に転換することができるので、一般投資家にとって投資魅力が存在することになる。すなわち、一般投資家は株式転換後には株主となり、利益の配当を受け取ることが可能となる。つまり、転換社債は社債としての安全性と株式

としての投資性を合せ有するものである。

また、発行会社にとっても、業績が赤字のときには利益の配当ができないので、社債という一定の契約利息の支払いにより社債権者を募集し、その資金の効果的な運用などによって業績が向上し、利益の配当が可能となった際に発行する。または社債権者の要請により株式に転換できるので、転換社債は資金調達が弾力的になるというメリットが存在する。なお、転換社債は原則として平価発行であり、償還期限も一般の社債よりも短いケースが多い。

(4)長期借入金

長期借入金 (Long-Term Debt) とは、返済期限が1年を超える長期の借入債務である。長期借入金は長期資金の調達のために、主に土地や建物あるいは財団などを担保として銀行などから借入する場合が多い。また、その返済方法は年賦償還によるケースが多い。なお、長期借入金のうち、その支払期限が1年以内に到来するものについては、流動負債として扱われる。ただし、日本の企業会計原則注解〔注1〕によると、重要性の乏しいものについては、そのまま固定負債として表示することができるのである。

(5)長期未払金

長期未払金とは、企業本来の営業取引以外の取引から生ずる長期（1年以上）の債務である。そのため、営業取引から生ずる長期の買掛金などは区別されることになる。長期の未払金は短期の未払金とは異なり、企業の社会的な信用を著しくスポイルすることになるので、一般的にはあまり行われぬ。例えば、倒産にちかい状態にあるような企業に対して、債務猶予的な意味合で行なわれる特殊なケースが多い。ただし、短期の未払金は一般的によく行われている。

〔第25条〕

第25条〔自己社債の処理〕において「①自己社債を取得した場合には、これに相当する額面価額並びに社債発行差金等を当該勘定科目から直接差し引き、その取得経緯などを注記として記載する。②第1項を適用するにあたり帳簿価額と取得価額の差異は、社債償還利益又は社債償還損失の科目とし、当期損益として処理する。」と規定されている。

自己社債とは、会社が社債を発行し、その後なんらかの理由によって取得し、保持している自社の社債をいう。そこで、社債の償還とは、社債権者に対する債務を返済することである。一般的に社債償還の方法および期限、利率などは社債の発行条件で決定されることになる。償還方法は満期日に一括して全額を償還する満期償還と抽せん又は買入れによって随時に償還する分割償還とがある。一般的には分割償還による事例が多い。満期償還とは社債の満期日に一括して全額を償還する方法である。この場合に、社債発行差金は社債発行期間中に均等償却されることになる。また、抽せん償還とは社債の払込後、一定の措置期間を置いて発行時の発行条件により、毎年一定の金額を抽せんによって当選した社債権者に償還する方法である。通常の場合には、額面金額で償還されるので償還損益は発生しない。償還の際に、社債発行差金の未償却額があれば一括償却しなければならない。

また、抽せんによって償還されるべき社債が決定された場合には、その社債を社債未払金勘定に振り替えて、他の社債と区別しなければならない。買入償還とは社債発行会社が証券市場から任意に買入償還する方法である。この場合の買入価額は、その時々市場価額であるから、額面額と一

致するとは限らないので、買入額と額面額との差額は社債償還損益として処理される。ただし、買入償還は、通常の際には市場価額が額面以下の場合に行われるケースが多い。なお、社債償還損益は営業外費用または営業外収益として処理されることになろう。

〔第26条〕

第26条〔負債性引当金〕について、「①当期の収益に対応する費用であって、将来支出することが確実なもの並びに当期の収益から差し引くことが合理的なものに対しては、その金額を見積負債性引当金として計上しなければならない。②負債性引当金は、退職給与引当金・修繕引当金・販売保証引当金などを含めるものとする。③負債性引当金のうち、これを年次別に分割して使用し、もしくはその全部又は一部の使用時期が合理的に予測できない場合には、これをすべて固定負債に属するものとして記載することができる。」と、規定されている。では、引当金(Reserve)とは何であろうか。この概念は理論的に十分に確立されていない面があるので、確定的に定義づけられない。だが、ヴァイレンマンによると「引当金は反対給付のない将来の財および用役の流出であり、経済体の目的の完成には、役立たない。その上、多くの不確性が示される。」⁽⁶⁾と、意味づけられている。そして、不確実性の要因として、未確定金額の確実な債務、確定金額の未確定債務、未確定金額を伴う未確定債務、債務性のない部外者への将来的給付など4項目の存在をあげている。的確な指摘であろう。

また、カーは引当金を分類して、①負債としての資格を有する引当金、②負債としての資格を有しない引当金、③さらなる調査の必要な引当金など3項目に分けている⁽⁷⁾。①に属するものとしては、納税引当金、製品保証引当金、退職給与引当金など7例をあげている。②に属するものとしては、有価証券評価損引当金、休業引当金など5例をあげている。③に属するものは、さらに、(1)期間利益の改善を目的とした引当金、(2)意思決定の将来への影響を考慮した引当金とに分けている。なお、(1)に属するものとしては、修繕引当金など9例をあげている。(2)に属するものとしては、自家保険引当金など7例をあげている。それゆえに、引当金は種々な要因から設定されることになるのである。そこで引当金の概念について、もう少し検討してみよう。

引当金とは「発生主義会計における期間損益計算をより適正に確立するため、将来における特定目的の支出または損失に対する引当基準額である。」と、筆者は位置づけたい。そして、その負担は当該年度に帰属し、その金額を合理的に測定することが可能であることなどが、その前提条件となるのである。この点について、日本の企業会計原則注解〔注18〕では「将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合」にのみ引当金の計上が認められている。よって、この条件を充たしていないものは、日本の企業会計原則としては引当金として認めないことになる。それゆえ、引当金の枠組としては(i)将来の特定目的の費用または損失であること、(ii)発生が当期以前の事象にかかわること、(iii)発生の可能性が高いこと、(iv)金額を合理的に見積ることが可能であること、の4条件を充足したもののみが引当計上が可能となるのである。

また、SHM 会計原則によると⁽⁸⁾、リザーブとは、(1)その主たる効果として、資産の金額からの控除を意味する評価性準備金の性格をもつこと。(2)未払費用の性格をもち、ただその金額が多少とも見積りによるという理由から準備金と呼ばれているもの。(3)剰余金の処分ないし限定を意味する準

備金であること。(4)混合的な性質を有するもの、この例として偶発損失準備金などをあげている。ただし、この著は1938年に、いわば会計学の創成期にサンダース、ハットフィールド、ムーアの3教授によって書かれたものであるが、年代的に現在の考え方とは少し異なるところがある。なお、引当金は当期の収益に対応させるために設けられる費用であるから、純利益確定後に株主総会の利益処分によって設けられる各種の積立金、準備金などとは性格を異にするものである。

ここで、負債性引当金について述べておこう。負債性引当金(Liability Reserve)とは、将来発生すると確実に予測されるが、現在では未確定の引当準備額である。厳密には、将来発生すると確実に予測される費用を、期間損益計算を適正に行うため、その費用が起因する期間の収益に対応せしめるために引当計上した準備額である。それゆえに、評価性引当金のように、控除する資産が存在しないので、負債の部に記載される。そのため、負債性引当金は、当該期間が将来の期間に負っている特殊な性格を有することになるのである。

よって、負債性引当金は将来における特定支出(例えば、退職給与引当金など)に対する準備額であり、その金額や時期などは未確定であっても、いつかは確実に発生するものに対して設定することになる。つまり、負債性引当金の前提としては、将来において、その支出が十分に予測されるものや、その支出の原因が当期においてすでに存在しているもの、さらに支出金額が合理的に測定可能なことなどが条件となるのである。

そのため、負債性引当金は未払金や未払費用などとは区別されなければならないのである。未払金は未払配当金のように支払うべき金額が確定されたものであり、支払期限が到来した確定債務に対する未払額である。また未払費用は未払利息のように一定の契約にしたがって、継続して役務の提供を受けている場合に、すでに提供された役務に対して、まだその支払いが終了していないものであるから、引当金とは区別されなければならないのである。

〔第27条〕

第27条〔退職給与引当金〕において、「①退職給与引当金は、会計年度末現在、すべての役員及び従業員が一時に退職する場合に支払わなければならない退職金に相当する金額とする。②会計年度末現在、すべての役員及び従業員の退職金所要額及び退職給与引当金の設定残額及び期中の退職金支払額並びに役員退職金の処理方法などを注記として記載する。」と、規定されている。

労働協約や就業規則などにより、退職金規程が設けられている場合には、企業はその規定に従って退職金を支払わなければならないことは、当然のことである。退職金の性格については功勞報酬説や賃金後払説および生活保障説など種々の説が存在するが、賃金後払説が妥当であろう。しかし、いずれの説によっても企業は退職金の支払義務を負うことになるのである。この退職金の支払いに備えて設けられる引当金が退職給与引当金である。退職金は勤務年数を土台として支払額が決定される場合が多いので、支払金額は年々増加する傾向にある。そのため、その増加額も含めて退職金額を準備しなければならない。

このことは、企業が従業員の退職時に多額の金額を支払わなければならないので、従業員の在職期間中も平均的に負担するという考え方が、その背景にあるのである。なお、引当額を単に内部留保するのではなく、引当金に相当する金額を預金や金銭信託などとして積み立てる方法もある。社債償還のための減債基金などと同じ考え方であるが、この方法は退職給与基金といわれている。日

韓では、退職給付基金は貸借対照表の投資その他の資産の部に記載されることになるのである。

〔第28条〕

第28条〔社債発行差金〕において、「社債発行価額（社債発行手数料と社債発行に関して直接生じたその他費用を差し引いた後の価額をいう）と額面価額との差額は、社債割引発行差金又は社債割増発行差金として当該社債の額面価額から差し引き、又は付加する形で記載する。」と、規定されている。

社債発行差金（Bond Discount）とは、社債を発行した際に生ずる社債の額面金額と発行価額との金額的な差額をいう。社債の発行には社債の額面金額より高い額で発行する打歩発行と、額面金額で発行する平価発行と、額面金額より低い額で発行する割引発行の3種がある。その原因は、平価発行を除いて、打歩発行や割引発行の場合に額面金額と発行価額との差額が生ずる。そこで、打歩発行や割引発行の際には利子率や償還期限および金融市場の動向、発行会社の信用程度、あるいは担保の強弱などがかかわり合って総合的に決定されることになるのである。

しかしながら、多くの場合に社債利息は金融市場の利息に比して低いケースが多い。それゆえに、多くの社債が割引発行されることになり、額面と発行価額との差額が社債発行差金として、貸借対照表の資産の部に計上されることになる。また、社債発行差金は前払利息のような性格のものとして認識されるから、繰延資産として均等償却されることになる。なお、打歩発行は社債の利子率が市場金利より高いときに発行される。そのため、額面額と発行価額との差額が社債発行差金として貸方に計上されることになる。だが、打歩発行の事例は、日本においては極めてまれであり、大部分の社債は割引発行によって行われているのである。

三 資本金

1 資本概念

〔第29条〕

第29条〔資本金〕において、「①資本金は普通株資本金、優先株資本金などに分類する。②会社が発行する株式の総数、1株の金額及び発行した株式の数並びに当該会計年度中に増資、減資、株式配当又はその他の事由により資本金が変動した場合には、その内容を注記として記載する。」と、規定されている。では、まず資本概念（Capital Concept）とは何であろうか。そのコンセプトには種々なものが考えられるが、そのいくつかをとり上げてみよう。

第1には、企業の資産総額から負債総額を差し引いた金額、すなわち純財産と認識する考え方である。この考え方は数式的には〔資産－負債＝資本〕という残高概念であって、資本の実態的な価値を表わすものではない。また、残高概念であるので、その概念が独自に存在し得るものでもない。ここに、この考え方のウィーク・ポイントが存在することになるが、複式簿記においては広く採用されている。

第2に、資本は企業持分であると認識する。つまり、負債は資産に対する債権者持分を表わし、資本は資産に対する企業主持分を表わすことになろう。それゆえに、企業の持分合計額は資産合計額と等しくなる。この考え方を数式で表わすと、〔資産＝持分〕の等式が成立する。しかし、持分概

念で負債・資本項目の全部を説明することには、少し無理があるようである。例えば、準備金や積立金など対象人格のない持分は誰に対する持分になるのであろうか。

第3に、資本は企業の収益力が計数的に還元されたものであり、企業全体の価値を反映するものという考え方がある。しかしながら、資本は企業全体の価値を正確に反映するものではない。資本と収益力とが直接的な関係にあるとみる考え方には、理論的に無理があろう。つまり、資本力は小であっても企業努力などによって、収益力を高めることができるからである。

第4に、資本は株主が出資した自己資本部分であるという考え方がある。当然に、負債は企業外部の第3者から調達した他人資本部分ということになろう。企業の資産は自己資本と他人資本を資金調達の源泉形態として構成され、運用されるという考え方である。しかしながら、資金理論としては妥当性を有するとしても、会計理論としては普遍性に欠けるきらいがある。

第5に、チェンバース⁽⁹⁾は、資本は「ある実体の資産のうち、当該実体による支配について、負債による拘束が加えられていない部分にかかわるものである。したがって、一定時点におけるその実体の資本の測定値は、当該実体のすべての資産の現在現金等価額から、その実体の負債の現在現金等価額を控除した額である。」という考え方を示している。つまり、資産総額のうち、負債部分を除外したものが資本であるという考え方に立つのである。持分説の逆な論理であろう。

第6に、パッチによれば⁽¹⁰⁾、資本とは「株式会社への資産の委託または留保利益の振替えから生じ、法律によって認められる場合を除いて引出しや減少が行われぬ株主持分の一部である。」という考え方をしている。会計学的には普遍性の高いリーズナブルな考え方であろう。

このように、会計上の資本に関するコンセプトには種々なものがあり、これが定説という形で学説が合意されているわけではない。このことは、どの説が正しいとか、正しくないということではなく、それだけ資本概念に対するコンセンサスが理論的に難しいということになるのであろう。それゆえに、日本の企業会計原則・貸借対照表原則四(三)においても、「資本は、資本金に属するものと剰余金に属するものとに区別しなければならない。」と、規定されているのみで、資本に対する定義がないのである。この点、韓国の場合も同じである。

次に、資本概念を包括する資本金とは何であろうか。資本金(Capital Accounting)とは「企業に投資された拠出資本と、その修正および留保利益の増減を記録・計算・分類し、期間損益計算の適正化を図ることを目的とするもの」と、筆者は位置づけたい。このことは、次の3つのコンセプトを意味することになるのである。

第1には、資本金の対象となる範囲は拠出資本のみではなく、その修正(資本剰余金)や利益のリザーブ(利益剰余金)などから形成される留保利益も含まれることになる。留保利益とは、損益取引の結果から生じた当期純利益が、未処分利益に振り替えられ、株主総会において利益処分されて企業内部に留保された利益剰余金である。具体的には、利益準備金や特定積立金および任意積立金などである。一方、資本の修正による資本剰余金は資本取引によって生じた剰余金であるので、利益剰余金に比して極めてその資本性が強い。それゆえに、資本金の内容は資本金会計と剰余金会計に分けられるのである。この点に関して、SHM 会計原則でも「狭義の資本は(a)拠出資本と、(b)収益または営業活動からの付加分とに分けられ、これら2つの部分は、資本金および剰余金(Capital and Surplus)という用語に表わされる。」⁽¹¹⁾と、2つに分類されている。

第2には、記録・計算・分類とは何を前提として行うのであろうか。もちろん、それは複式簿記

の計算機構に基づいて行われることになる。複式簿記は、すべての取引を一定のルールに従って2面的に貸借複記するので、その借方合計および貸方合計は一致する。それによって、計算の正否が検証されることになる。この原理は、数学の「個々の和は全体の和に等しい」という定理に基づくことになるのである。また、複式簿記は損益の発生原因や財産の増減状態を明らかにすることが可能になるのである。資本会計は、この複式簿記の計算原理を用いて資本金と剰余金との増減を記録・計算・分類し、貸借対照表に表示することになるのである。

第3には、期間損益計算の適正化を目的とするという概念は、どのようなことであろうか。企業会計の目的は、企業の経営活動による財産の増減や金銭の収支などを貨幣額によって、記録・計算・分類し、その結果を整理して企業の利害関係者に表示・伝達することにある。つまり、企業会計はゴーイング・コンサーンにおける企業の経営活動を期間計算によって、費用・収益がいくら発生したのか、資産・負債・資本にどのような影響を及ぼしたのか、そして現在どのような経営成績および財政状態になっているのかなどを、企業の利害関係者に報告することにある。いわば、適切な期間損益計算制度による適確な期間損益の把握にあるのである。しかしながら、ときには適正な期間損益の把握が困難な場合が生ずることもある。

例えば、ある簿記上の取引が資本金の増加になるのか、また資本剰余金の増加になるのか、あるいは資産の増加になるのか明確でないケースが存在する。具体的には、自己株式の取得のようなケースである。これらを的確・明確に明らかにすることによって、適正な期間損益計算が確定され、その結果が財務諸表に結実されることになるのである。したがって、資本会計と損益会計とは対立する概念ではなく、むしろ有機的な相互依存関係にあるのである。この両者の関係が明確にならないかぎり、企業会計は真の意味で成立したことはない。

そこで企業会計の企業とは何であろうか。企業は歴史的な存在形態であるといわれているので、その歴史的なプロセスの中で、ある特定の形態をもって具現化する場合がある。そのため、企業の形態には種々のものが存在することになる。大きく分ければ、経営学における企業形態論的な区別と、法律的な権利・義務の能力による区別とに分類されよう。前者は主に企業の実質的な内容、つまり資本の所有関係や、その実態的な支配関係からみた形態論である。後者は設立手続、権利能力、資本調達、利益の分配などを商法等によって規定された法的な形態論である。両者ともに、その主な研究対象となるものは株主会社を中心とした企業であることには変わりがない。

それゆえ、法律上と経営学上との両面から会社形態をみてみよう。まず、企業は個人企業と共同企業とに分けられる。個人企業は私企業の中で、もっとも初歩的な形態であり、個人によって所有、経営、管理および危険負担などがすべて行われる企業形態である。個人と企業が一体ということで、経営の機能性や機動性が高いが、その反面、経営能力などに劣る部分が存在することになる。共同企業は複数以上の出資者から構成されるもので、所有と経営が分離されている多数集団企業と、少数の出資者から構成される少数集団企業とに分けられる。前者に属するものが株式会社であり、後者に属するものには合名会社、合資会社などがある。両者の中間に位置するものが有限会社であろう。

株式会社は各種の企業形態の中で、もっとも代表的な普遍性の高い会社形態である。株式会社は株主の出資額を限度とした有限責任制であり、多数の株主から多額の資本を調達する場合に有利な制度である。また、株主は株式の自由譲渡制によって随時に投資関係を解消することができる。こ

の有限責任制と自由譲渡制とが株式会社における資本調達の基本となる特徴となっている。そして、現在の株式会社を中心とした大規模会社形態では、多大な資本調達などにより所有と経営が分離され、企業経営については専門経営者に委ねられていることになるのである。

それゆえに、経営者は企業努力とその結果を、年1回一定の時期に決算を行い、その年度の業績とその年度に獲得した利益などの処分を株主総会に諮ることになる。株主総会では種々な利益処分の一環として利益の配当などが決定されることになる。ここにも企業会計の必要性が存在する。なお、株式会社は物的会社の代表的なものである。物的会社とは、その出資構成員の人的信用よりも、拠出された財産または資本を基本ベースとして組織されるものである。これに対して、組織者の人的信用または人的能力をベースとして構成されるものが人的会社である。人的会社には合名会社、合資会社などが含まれることになるのである。

合名会社は少数の出資者の出資によって成立し、出資者（社員）全員が経営に参画し、第三者に対して無限連帯の責任を負う会社形態である。しかし、企業の歴史的な発展過程からみるならば、このプロセスでは所有と経営の分離はみられず、むしろ所有と経営との一体の段階であろう。それゆえに、血縁関係や交友関係などの人的関係によって会社が組織されるようなケースが多い。

合資会社は合名会社から株式会社への過渡的プロセスの形態と考えられるもので、有限責任社員と無限責任社員から組織される。有限責任社員は債務弁済責任に対し出資額を限度とするが、その責任は直接的である点が、株式会社の出資者と異なる点である。無限責任社員は出資のみではなく、経営に参画し、第三者に対して、無限連帯の責任を負うことになる。なお、合資会社における有限責任社員の存在は、所有と経営の分離が一步前進したプロセスということになる。

有限会社は全出資者の有限責任制や、資本金の均等分割制が導入されており、株式会社のもつ物的性格と少数規模を対象とする合名会社の性質とを合せ有することになる。例えば、社員数50人以下であることや、社員すなわち出資者は有限責任制であるが、社員以外の者への持分譲渡は社員総会の承認を必要とすることなどである。また、社員総会では会社の最高意思決定がなされ、取締役や監査役を置くことができるのである。そのため、中小規模程度の企業形態にはよく適合されることになる。

次に、資本金（Capital Stock）とは何であろうか。日本の企業会計原則には資本概念（Capital Concept）の規定がないので、商法の考え方で検証していきたい。韓国における資本金は基本的に1株の金額に発行した株式数を掛けたものである。そこで、韓国の資本金と日本における資本金とを比較して検討してみよう。日本の商法（第284条ノ2）において、「会社ノ資本ハ本法ニ別段ノ定ムル場合ヲ除クノ外発行済株式ノ総額トス」と規定されているので韓国と同じである。

これを商法では法定資本というが、会計上では資本金という。商法が株式会社の資本を法律で規定することは会社財産の確保のために、資本維持の原則から導き出されていることになる。なぜなら、株主は有限責任であるから、債権者の担保となるものは会社資産のみである。そのため、会社が保持すべき純財産の最低基準額を示すものとして、資本の額を確定することになるのである。そして、株式には額面株と無額面株があり、この両者の株式発行額の合計額が原則として株式会社の資本金となるのである。

その法的根拠は株式会社で発行する株式は、商法第199条において「会社ハ額面株式若ハ無額面株式又ハ其ノ双方ヲ発行スルコトヲ得」と規定されているので、額面株式と無額面株式あるいは両

者共に発行することができる。額面株式は商法第202条に規定されているように、額面すなわち、1株の金額が定められている株式で、その金額は均一でなければならない。また、商法第202条第2項によって、「発行価額ハ券面額ヲ下ルコトヲ得ズ」と規定されているので、いわゆる割引発行は認められないのである。

一方、無額面株式は商法第168条ノ3に規定されているように、額面のない株式であって、単に株式数のみが記載された株式である。無額面株式は資本調達を容易にすることと、額面株式の欠点を補うために、1950年の商法改正の際にアメリカから導入されたものである。では、額面株式の欠点とは、どのようなものであろうか。それは、額面金額が、会社の実質価値を反映するといわれる発行価額と一致しない場合が多いのである。なぜなら、一般的に発行価額は、配当の有無や配当率、それらの前提となる収益性などが考慮されているからである。すなわち、戦前の発行価額には配当額を利子率によって、資本に還元された価額で発行されたようなケースも存在していたのである。もちろん、これは確定的なものではなく、そのような傾向があったということである。

そこで、一般投資家に額面による誤解をさけるため、無額面株式が導入されたのである。無額面株は額面が存在しないのであるから、会社の実質価値を反映するといわれる発行価額のみが、存在することになる。それゆえに、額面による誤解は生まれる余地がないのである。また、自社の株価や株式市況が悪く、そのため、額面株式の発行価額が低い場合などに、無額面株式を発行することになろう。また、昭和56年の商法改正によって、額面株と無額面株の転換が可能になった。この改正によって、両株式とも取締役会の決議によって、相互に自由に株主の要請で転換できるようになったのである。このことによって、株式会社における資本調達の弾力性と取締役会の権限が、また1つ拡大されたことになるのである。

2 資本金の増加

日本の企業会計原則では貸借対照表原則四(三)Aにおいて、「資本金の区分には、法定資本の額を記載する。発行済株式の数は普通株、優先株等の種類別に注記するものとする。」と規定されている。発行済株式とは、額面株式と無額面株式の発行済のものである。また、発行済株式の種類は、普通株や優先株あるいは劣後株などに分けられる。普通株とは、会社が数種の株式を発行している場合に、優先株がある種の優先権または法律上の有利性を認められているのに対し、法律的に特別な有利性が与えられていない株式である。これに対して、優先株は、ある種の優先権、例えば残余財産の分配などについて、他の種類の株式よりも法的に優先的な権利が与えられている株式(商法第222条)である。

しかしながら、このことは、株主権の内容そのものが特権的であることを意味するものではない。この株式の権利としては、残余財産分配請求権の他に利益の配当権、株主総会の議決権などがある。つまり、優先権の発行は一般投資家の投資意欲が促進されることになるし、会社にとっても資本調達が容易になるというメリットも生まれるのである。なお、劣後株の発行は、わが国においては、ほとんど、その事例をみない。この他に、償還株式、転換株式、無議決権株式などが存在する。

そこで、株式会社の資本金の増加、いいかえると増資は会社設立後、経営の継続中に資本金が増加することをいう。増資には実質的増資と形式的増資とがある。前者には新株の発行などがあり、その額だけ会社の資本金が増加するとともに、その額だけ純財産の増加をもたらすことになる。後

者は法定準備金の資本組入れなどのように、法定準備金を資本金に振り替えるだけなので、純財産の増加は伴わないのである。資本金の増加要因として次のものが考えられる。

第1には、通常の新株発行の場合である。新株の発行は、一般的には会社が資金の調達を目的として行われるケースが多い。その発行数は授權資本の範囲内で行われ、とくに定款に定めがなければ、取締役会の決議によって発行できるので、株主総会の決議は必要としない(商法第280条ノ2)。このことは、増資による資本調達が機能的に行われることを意味することになる。新株の発行には、額面株式、無額面株式、あるいは普通株、優先株などすべての新しい株式発行を含むものである。

第2には、法定準備金の資本組入れの場合である。多額の法定準備金(資本準備金および利益準備金)を有する会社が取締役会の決議により、法定準備金の全部または一部を資本に組み入れた場合などである。この場合には、法定準備金の組入額だけ資本金が増加することになる。法定準備金の資本組入れは、資本金が法定準備金と比較して少額である場合などに、健全な資本構成を維持するために制度化されたものである。商法の理念の1つである資本充実の原則から導き出された考え方であろう。

第3には、利益の資本組入れの場合である。株式会社は利益の処分に関する株主総会の決議により、配当することが可能な利益の全部または一部を資本に組み入れることができる(商法第293条ノ2)。このことは、配当可能な利益を資本に組み入れることになるので、その額だけ受託可能な配当額が減少することになる。そのため、株主総会の承認を得ることが必要となるのである。

さらに、配当可能な利益の配当には限度があり、商法第290条の規定により制限されている。その限度額は、貸借対照上の純資産額から、(1)資本金、(2)資本準備金と利益準備金の合計額、(3)その決算期に積み立てられる利益準備金の額、(4)繰延資産のうち開業費、試験研究費、開発費の合計額が(2)と(3)の合計額を超えるとき、その超過額を控除した額である。会社が、この規定に違反して配当した場合には、株主はその配当額を返還しなければならない。

この利益の資本組入制度は、会社の財政上の問題や資金繰りの関係から金銭配当を行うことが困難な場合などに実施されるケースが多い。つまり、利益の配当は原則として金銭で行われるが、上記の理由などから金銭配当ができない場合に、株式によって配当することが例外的に認められているのである。これを株式配当という。このことによって、会社は資本を内部留保し、同時に会社の資本金を増加させ、自社株式の市場性を強化させるなどの効果があげられることになるのである。

第4には、転換社債の株式転換の場合である。すなわち、株式会社は株式に転換することが可能な社債を発行することができるのである(商法第341条)。この社債を転換社債という。転換社債はその所有者が転換権を行使した場合に株式に転換され、その額だけ資本金が増加することになる。転換社債は社債の安全性と株式の投資性とを合せもった有価証券である。つまり、会社の財務内容や収益性などが良くない場合には、一定の利子を保証した社債(転換社債)を発行し、その資金の効果的な運用などによって、会社の収益性が高まり、利益の配当が可能となったときに、株式に転換することができるからである。

第5には、吸収合併による場合である。合併とは、商法第408条の規定によって、2つ以上の会社が1つの会社に合体することである。吸収合併とは、甲会社と乙会社とが合併する際に、甲会社が乙会社を吸収し、乙会社が消滅する場合である。この吸収合併によって、乙会社の全財産が甲会社に包括的に継承された分に対して新株が発行され、乙会社の株主に交付した場合に、甲会社の資

本金は増加することになる。

3 資本金の減少

資本金の減少すなわち、減資は株主のみではなく、債権者にも影響を及ぼすことになる。そのため、会社が減資を行う場合には、株主総会の特別決議や法定手続（商法第375条、第376条）を厳重に経て実施されなければならない。減資にも実質的減資と形式的減資とがある。実質的減資とは会社の規模を縮小し、過剰になりすぎた資本を減少するような場合に行われる。実質的減資には、具体的に次のようなものがある。

第1には、株式の消却として所有の自己株式を消滅させることである。商法第210条において、原則として自己株式の取得は禁止されている。その趣旨は自己株式の取得を許容すると会社は株式の価格を無理に維持したり、自社の株式を買い占めたりする可能性があるからである。また、インサイダー取引なども行われる危険性がでてくるからである。しかしながら、その例外として、商法第210の(-)において、「株式の消却ノ為ニスルトキ」は認められているのである。なお、同条において次のようなケースも認められている。(一)合併または他の会社の営業全部の譲受による時、(二)会社の権利の実行にあたり、その目的を達成するために必要なとき、(三)営業の全部の譲渡もしくは譲受などを理由とする株式の買取、または合併を理由とする株式の買取などのときである。ただし、合併にしても営業の譲受にしても、被合併会社の中に自己株式が含まれている場合や、債務者の財産の中に自己株式が含まれている場合にかぎられる。ただし、これらは、あくまで商法上の例外事項である。なお、自己株式の取得または売却は会計上では資本取引であるから、その結果から生ずる売却差益は資本剰余金に記載されることになろう。

第2には、株金の払戻しによる場合である。株金の払戻しとは、減資した金額を持株数に応じて株主に払い戻すことである。ただし、この方法は額面株式のみにしか適用されない。例えば、10万円払込済の額面株式については5万円を株主に払い戻し、残りを5万円株に変更するような場合である。なお、商法第288条の規定によって、減資額が株主への払戻金額を超えたとき、その超過額は資本準備金として積み立てなければならないのである。

他方、形式的減資は欠損を填補するために株金を払い戻すことなく資本金を減少させることである。したがって、純資産は減少しないのであるから、いわゆる無償減資である。営業成績や収益性などが良くなく、累積赤字をかかえているような場合に行われるケースが多い。なぜなら、このような場合には当然に利益がないので、利益の配当を行うことができない。そこで、会社は形式的減資によって資本金を減少し、資本価値と資産価値とをほぼ等分にしながら、同時に欠損を填補しようと意図することになろう。したがって、このケースの減資は会社資産は何ら減少しないのであるから、形式的なものにならざるを得ない。

〔第30条〕

第30条〔新株申込証拠金の表示〕において、「①申込期日が経過した新株申込証拠金のうち、新株払込金として充てる金額は、資本金の次にその内容を表わす科目で記載する。②新株申込証拠金に対しては、新株の発行株式数・株金払込期日及び資本剰余金として積み立てる金額を注記として記載する。」と、規定されている。この条文は新株申込証拠金の記載の方法や、注記の方法などにつ

いて規制したものである。それゆえ、この条文の説明は、とくに必要としないであろう。よって、ここの説明は省略したい。

四 資本剰余金

〔第31条〕

第31条〔資本剰余金〕において、「資本剰余金の科目は次のとおりとする。」と、説明されている。

1. 株式発行超過金

株式発行価額（増資の場合に新株発行手数料など新株発行のために直接生じたその他の費用を差し引いた後の価額をいう。以下同じ）が額面価額を超過した場合、その超過した金額とする。

2. 減資差益

資本減少の場合に、その資本金の減少額が株式の消却、株金の返還に要する金額及び欠損の補填に充てた金額を超過したときのその超過金額とする。ただし、資本金の減少額が株式の消却、株金の返還に要する金額に満たない金額がある場合には、同金額を差し引いた後の金額とする。

3. その他の資本剰余金

自己株式処分利益で自己株式処分損失を差し引いた金額及びそれ以外のその他資本剰余金とする、と規定されている。

まず、剰余金 (Surplus) とは何であろうか。SHM 会計原則によると、「剰余金とは、会社における株主持分の総額が、法定資本の額を超過する額である。」⁽¹²⁾と定義されている。そして、剰余金は資本の構成部分として表示されなければならないが、資本金とは区分しなければならないとも述べられている。また、ペイトン・リトルトンによると、「剰余金は資本と同様に、すべての資産にわたっての権利、すなわち、企業の合成された総資産の横断面 (Cross-Section) を表わしている。換言すれば、株主の権利分を測定するに際しては、剰余金は出資額と結合されなければならない。」⁽¹³⁾と、定義されている。この見解は、持分会計の伝統的な考え方の表われであろう。

さらに、日本の企業会計原則注解〔注19〕の「剰余金について」の中で、「会社の純資産額が法定資本の額をこえる部分を剰余金という。」と、定義されている。これを数式で示すと、純資産額（資産総額－負債総額）－法律上の資本金＝剰余金、ということになる。つまり、株式会社の資本金は商法の規定によって構成されるが、それ以外に、例えば資本の修正や利益の留保などによって生ずる純資産額の増加分で、資本金に算入されないものが剰余金として取り扱われることになるのである。

それゆえに、剰余金とは、株式会社の自己資本のうち商法の規定する資本金以外の部分ということになる。本来的に剰余金は、株式の払込と同じように資本の一部を構成するとみなすべきものであるが、株式の払込とは法律的に性格を異にするため、資本金と剰余金とに区別されることになったのである。すなわち、資本金も剰余金も企業の経営活動における持分概念として同一の機能を果たすが、その発生源が異なるために区分されるのである。

剰余金は資本剰余金と利益剰余金とに分類される。資本剰余金は、資本の修正や更正などによって生じたものであり、それが企業内部にリザーブされた部分である。利益剰余金は企業の経営活動により生じた利益の留保部分である。この両者は期間損益計算の適正化を図るためにも、厳重な区

分が要請されている。なお、剰余金については、日本の企業会計原則と商法との考え方に異なるところがある。両者の考え方の基本的な違いは、企業会計原則では、伝統的な会計理論の立場から維持されるべき資本概念を拡大して認識する傾向があるのに対し、商法では、これも伝統的な商法の考え方から、払込資本以外のものは利益や利益に性格がちかいものとみなす傾向があるからである。この両者の考え方の違いのために、剰余金の種類も異なることになるのである。つまり、利益剰余金は利益に性格がちかいものであり、資本剰余金は資本に性質がちかいものである。

次に、資本剰余金とは何であろうか。資本剰余金 (Capital Surplus) とは、資本そのものを増減させる取引から生じた剰余金である。資本を増減させる取引とは、いわゆる資本取引であり、その資本取引を源泉とする剰余金である。では、資本取引とは何であろうか。それは、企業資本の増加または企業資本に課せられた取引であるといえよう。具体的には、資本の払込みによる取引と、その修正による取引である。それゆえに、費用・収益の発生による取引である損益取引とは、厳重に区別されなければならない。資本剰余金の分類については、払込剰余金、合併剰余金、減資剰余金の他に、贈与剰余金、保険剰余金などがある。しかしながら、これらは商法上の資本準備金と、その他の資本剰余金とに区別しなければならない。

1 資本準備金

資本準備金とは、資本剰余金のうち株式払込剰余金、減資差益、合併差益の3項目である（日本の商法第288条ノ2）。この3項目は、その額に限定がなく、無制限に積み立てられることになる。この点が同じ法定準備金である利益準備金とは異なるところである。なお、資本準備金は商法第289条の規定によって、資本の欠損の填補と資本金への組み入れ以外に取り崩すことはできない。このことは、利益準備金も含めて法定準備金の使途範囲が限定されていることになるのである。

では、なに故に法定準備金を設定するのであろうか。その設定理由は、資本取引による剰余金や会社が獲得した利益を配当や賞与として企業外部に流出してしまうと、経済の不況や経営不振のときに、財政的にこれをカバーするものがないので、急激に経営危機に陥る危険性が生じる。そのため、法定準備金を設けて企業の財務上の体質を強化し、不況やその他の経営危機に対し抵抗力を強めることが要請される。このことを法的に制度化したものが法定準備金の設定根拠である。なお、商法上の資本準備金は、株式払込剰余金、減資差益、合併差益の3種である。

(1) 株式払込剰余金

日本の商法（第284条ノ2）では、「株式ノ発行価額ノ2分ノ1ヲ超エザル額ハ資本ニ組入レザルコトヲ得、但シ額面株式ニ付テハ券面額、会社ノ設立ニ際シテ発行スル無額面株式ニ付テハ5万円ヲ超ユル部分ニ限ル」と、規定されている。会社の資本金は基本的には額面株式の発行価額の総額と無額面株式の発行価額の総額である。ただし、額面株式は発行価額の2分の1以下ならば資本に組み入れないで、資本準備金とすることができる。それゆえに、発行価額10万円の額面株式の場合に、5万円以下の金額ならば資本に組み入れないで、資本準備金すなわち、株式払込剰余金とすることができるのである。

一方、会社設立に際して発行される無額面株式については、その資本組入額は5万円である。そのため、発行価額が9万円ならば5万円が資本金に組み入れられるから、株式払込剰余金に組み入れられる金額は4万円となる。しかしながら、この規定は会社設立の際のケースで、会社設立後の

無額面株式の発行価額の規定は存在しないから、取締役会の判断に委ねられることになる。したがって、会社設立後の無額面株式の発行価額は会社の業績や収益性あるいは株式の市況などを適切に判断して、合理的に決定されることになるのである。

・なお、昭和56年の商法改正において、現行の規定に改正されたが、改正前の商法では額面株式について、発行価額が額面額を超える額については、株式発行差金として資本準備金に組み入れられていた。また、株式発行超過金ともいわれていたが、一般的にプレミアともいわれていたのである。このプレミアは会社の経営が順調で会社の安全性が高く、現在および将来の収益性も大きいと予想される場合に発生するものである。つまり、一般の投資家はこのような会社に対して、額面を超えても将来の配当や収益性に投資するからである。そのため、新規の投資者が旧株主に対して、プレミアを支払うことは当然の代価であると考えられていたのである。だが、発行価額と額面価額との格差が大きくなり、その弊害も多くなってきたので、発行価額主義を取り入れ、株式発行差金は削除されたのである。

(2)減資差益

減資差益とは、日本の商法（第288条ノ2）によると「資本ノ減少ニ依リ減少シタル資本ノ額が株式ノ消却又ハ払戻ニ要シタル金額及欠損ノ填補ニ充テタル金額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額」と規定されている。つまり、会社の資本金の減少額が株式の消却または株主への払戻額あるいは欠損填補額を超えた差額である。例えば、資本金10億円の会社が欠損金1億2千万円を出したので、2億円を減資して株主に5千万円を払い戻した場合に、3千万円が減資差益となる。株主に1円も払戻しをしなければ8千万円が減資差益となる。そこで、減資差益を資本準備金とする理由は、会社が欠損金を出し、それを填補するために減資するのであるから、経営目的からみても収益になるはずがない。かりに、収益に組み入れたなら、現在の複式簿記の原理・構造は根底から破壊されてしまうことになる。だが、実際に8千万円の差額が出るので、資本の一部修正と考え、資本剰余金として処理することになるのである。

(3)合併差益

会社の合併には、合併会社甲と被合併会社乙とが合併して会社甲となる吸収合併と、会社甲と会社乙とが合併して新設会社丙を設立する新設合併とがある。2つの会社が合併して生じた合併差益は、日本の商法の規定によると「合併ニ因リ消滅シタル会社ヨリ承継シタル財産ノ価額ガ其ノ会社ヨリ承継シタル債務ノ額及其ノ会社ノ株主ニ支払ヒタル金額並ニ合併後存続スル会社ノ増加シタル資本ノ額又ハ合併ニ因リ設立シタル会社ノ資本ノ額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額」（第288条ノ2）と規定されているものである。

このことは、合併により消滅した会社、すなわち、被合併会社から継承する純財産額が、これに対して発行する株式の額面額を超える部分ということになる。例えば、甲株式会社が乙株式会社を吸収合併することにし、乙会社の純財産10億円（資産総額20億円、負債総額10億円）に対して、甲会社は新株8億円（1株5万円、16,000株）を発行し、乙会社株主に交付したとしよう。甲会社の仕訳帳において、借方は乙資産20億円であり、貸方は乙負債10億円、資本金8億円、合併差益が2億円となる。このことによって、被合併会社株主の払込金額の一部が合併会社に継承されることになるのである。したがって、この合併差益は、本来は乙会社株主の持分の一部であるから、資本の修正という意味で資本剰余金として処理されることになるのである。なお、韓国の企業会計基

準では合併差益は資本剰余金として認められていない。

2 その他の資本剰余金

その他の資本剰余金とは、韓国の自己株式処分利益は自己株式処分利益から自己株式処分損失を差し引いた金額である。しかし、日本の企業会計原則注解〔注2〕では、「資本剰余金のうち、資本準備金及び法律で定める準備金で資本準備金に準ずるもの以外のものを計上する場合には、その他の剰余金の区分に記載されることになる。」と、規定されている。それゆえ、その他の資本剰余金は資本取引を源泉とする剰余金であって、商法上の資本準備金以外の剰余金ということになろう。具体的には、社会的な性格をもつ受贈資本(国庫補助金、建設助成金)、資本填補を目的とする贈与剰余金(私財提供益、債務免除益)、資本助成を目的とする工事負担金、および資本価値修正に伴う保険差益などである。ここで、これらについてみてみよう。

(1)国庫補助金・建設助成金

国庫補助金とは、工場・建物などの取得または改良にあてるため、国または地方公共団体から補助金を受け取った場合などに生ずる。もちろん、工場・建物のみならず、設備資産や機械装置などの購入も対象とされる。これらの補助金や助成金は、資本助成の性質をもっているため、資本取引とみなし、資本剰余金を構成することになる。なお、企業会計原則注解〔注24〕において「国庫補助金、工事負担金等で取得した資産については、国庫補助金等に相当する金額をその取得原価から控除することができる。」として、圧縮記帳を認めている。圧縮記帳とは、法人税法第42条以下で認められているもので、取得価額から税法上の圧縮限度額を控除して記帳する方法である。例えば、取得価額10億の建物があり、その圧縮限度額が3億円の場合に、建物価額は7億円として計上されることになる。

(2)私財提供益・債務免除益

私財提供益とは、会社の経営成績が悪く、累積赤字をかかえているような場合に、株主や役員などから私財を提供された場合などに生ずるものである。その場合に、会社に提供された財産は資本填補を目的とするものと考えられるから、資本取引とみなし、その他の資本剰余金を構成することになろう。債務免除益とは、会社の経営成績が悪く、累積赤字をかかえているような場合に、債権者などが会社に対する債権を免除することである。債務免除が資本の欠損の填補を目的として行われる場合には、資本取引とみなし、その他の資本剰余金を構成することになるのである。

(3)工事負担金

工事負担金とは、法人税法第45条によると「各事業年度において当該事業に必要な施設を設けるため電気、ガス若しくは水の需要者、熱供給を受ける者又は鉄道、軌道若しくは有線放送の利用者その他の施設によって便益を受ける者から金銭又は資材の交付を受ける」場合などである。NTTの電話加入権などは、その典型的な例であろう。これらの負担金が会社に対する資本助成の目的であるならば、施設利用者による資本拠出になるから、資本取引とみなして資本剰余金を構成することになる。

(4)保険差益

保険差益とは、法人税法施行令第85条によると、保険金などの額から滅失した固定資産の滅失直前における帳簿価額を控除した残額をいうことになる。すなわち、建物、器具備品などの固定資産

が火災などによって焼失した場合に、それによる保険金受取額が当該固定資産の帳簿価額を超えている場合に、その超過額が保険差益となる。例えば、帳簿価額1億円の建物に対し3億円の火災保険を掛けていたとしよう。実際に火災によって全焼したので、保険会社から3億円を受け取った場合には、2億円が保険差益となる。貨幣価値下落の経済状況下では、再建に多額の資金を必要とするので、一般的には帳簿価額より多額の保険契約をすることになり、そこに保険差益が生ずることになる。保険差益のうち、資本の価値修正をとまなうものは資本取引とみなし、その他の資本剰余金を構成することになるのである。

この他に、贈与なども考えられる。では、贈与とは何であろうか。例えば、ストーバスは「租税が政府組織の主要な資金源泉であると同様に、贈与は、例えば宗教団体、ある種の医療機関のような経済単位にとっては、基本的な資金源泉である。これら以外の経済単位においては、贈与は重要であるものの、提供される用役の対価としては副次的なものである。多くの病院、教育機関はこのカテゴリーに該当するものである。⁽¹⁴⁾」と述べている。贈与者の視点からみると、企業経営上のコストということになる。アメリカの多くの企業は、慈善団体などに対する毎年の贈与を経費として処理しているが、これはアメリカの税法で正式に費用として認めているからである。

五 利益剰余金

〔第32条〕

第32条〔利益剰余金又は欠損金〕について、「利益剰余金又は欠損金の科目は次のとおり区分し、当期の利益剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書を反映した後の金額とする。この場合、株主総会で利益剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書が異なっており確定した場合には、これを反映しなければならぬ。」と規定し、さらに次のように付言している。

1. 利益準備金

商法の規定により積み立てた金額とする。

2. その他法定積立金

商法以外の法令の規定により積み立てた金額とする。

3. 任意積立金

定款の規定又は株主総会の決議により積み立てた金額で、事業拡張積立金・減債積立金、配当平均積立金・欠損補填積立金及び税法上積立一定期間が経過した後に戻し入れる準備金などとする。

4. 次期繰越利益剰余金又は次期繰越欠損金

当期の利益剰余金処分計算書の次期繰越利益剰余金又は欠損金処理計算書の次期繰越欠損金とし、当期純利益又は当期純損失を括弧表示する、と規定されている。

では、利益剰余金とは何であろうか。ペイトン・リトルトンによると、「利益剰余金の起源は本質的には当期利益勘定の残額の累積である。しかし一度剰余金に振替えられた場合は、その利益の残高は株主資本の一部として公認される。⁽¹⁵⁾」と述べられている。そこで、利益剰余金 (Earned Surplus) とは、損益取引によって生じた剰余金で、毎期の純利益を会社内部に留保したものである。利益の内部留保には利益剰余金、特定積立金、任意積立金、未処分利益剰余金などがある。具体的に言えば、利益剰余金 (商法では利益準備金という) とは、日本の商法によれば毎決算期に利益の処

分として支出する金額の10分の1以上を、積み立てられたものである。それゆえに、利益準備金は本来的に損失取引、つまり、通常の営業活動から生ずる剰余金であるといえよう。なぜなら、決算のたびごとに企業努力の結果が当期純利益という具体的な金額で表示され、それが前期繰越利益に加算されて当期末処分利益となる。そして、この未処分利益が株主総会において利益処分の対象となり、配当金や役員賞与金などと共に利益準備金や任意積立金を構成することになるからである。具体的に条文をみてみよう。

(1)利益準備金

利益準備金とは、日本の商法第288条によると「会社ハ其ノ資本ノ4分ノ1ニ達スル迄ハ毎決算期ニ利益ノ処分トシテ支出スル金額ノ10分ノ1以上ヲ、第293条ノ5第1項ノ金銭ノ分配ヲ為ス毎ニ其ノ分配額ノ10分ノ1ヲ利益準備金トシテ積立ツルコトヲ要ス」と規定されている。この規定によって、会社は毎決算期に金銭による利益の配当額の10分の1以上、中間配当による金銭の分配ごとに、その10分の1以上を資本金の4分の1に達するまで積み立てなければならないことになる。例えば、個人の家計ならば強制的に給料から天引貯金されるようなものであろう。そして、利益準備金は資本金の欠損を填補する場合などに取り崩すことができるが、その場合には商法第289条の規定によって、資本準備金の取崩しよりも先に取り崩されることになるのである。

では、なにゆえに、日本の商法は利益準備金の積立てを強制するのであろうか。商法のコンセプトの1つに資本充実の原則があり、これは株式会社が資本額に相当する財産を実質的に保持することを要請する原則である。この原則によって、会社財産が健全にキープされ、会社の安全性が確立され、同時に、そのことが、もう1つのコンセプトである債権者保護にもつながるからである。

ただし、ここで疑問になることは、金銭配当による積立規定はあるが、株式配当などによる場合の規定がないことである。法律上、規定がないということは積み立てなくともよいことになるのであろう。つまり、金銭配当の場合には金銭が企業外部に流出するが、株式配当の場合には株主総会で利益処分の形をとるが、実際に金銭は外部に流出しないし、利益処分の一部が株式（資本金）に変わるだけのことであるからである。もう1つ疑問になることは、金銭配当の10分の1以上の積立てを要請するだけで、上限を制限する規定がないことである。このことは、将来会社の発展のために、内部リザーブの部分が多くなることは、商法の理念の1つである債権者保護の精神に合致することになるので、とくに上限を制約する必要がないからであろう。

(2)任意積立金

任意積立金とは法定準備金（資本準備金と利益準備金）に対するものであり、会社が株主総会の決議によって任意に設けることができる積立金である。この積立金は利益準備金や配当金などを決定した残額の未処分利益を株主総会の合意で内部リザーブされたものである。この積立金は、その目的にそって積み立てられる特定目的積立金と、特定目的のない積立金とに分けられる。特定目的積立金とは、①将来の発展に備える場合、②将来の損失に備える場合、③将来の配当額を安定させる場合、④契約に基づく場合などに分けることができる。①に属するものには事業拡張積立金、新築積立金などがあり、②に属するものには偶発損失積立金、欠損填補積立金などがある。③に属するものには配当平均積立金、中間配当積立金などがあり、④に属するものには社債契約に基づく減債積立金や労働協約に基づく退職給与積立金などがある。

これに対して、特定目的のない積立金は別途積立金ともいわれ、いかなる目的にも対応できる積

立金である。例えば、将来の不測の事態や事業拡張、欠損填補などにも用いることも可能であるが、特定目的の積立金とは異なり、その取崩しの場合には株主総会の承認を必要とする。なお、特定目的の積立金でも、その目的以外の取崩しの場合には株主総会の承認を必要とする。

(3)剰余金の取崩し

多額の欠損を填補する場合に、1つの方法としては、剰余金を取り崩して処分することになる。だが、剰余金にも種々なものがあり、その性格も異なるので、どの剰余金から取り崩したらよいか、その順位が問題になる。日本の商法では「利益準備金ヲ以テ資本ノ欠損ノ填補ニ充ツルモ仍不足スル場合ニ非ザレバ資本準備金ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得ズ」(第289条第2項)と規定されている。つまり、利益準備金があれば資本準備金を欠損の填補にあててはならないことになる。それゆえに、欠損填補のための取崩し順位は資本準備金より利益準備金の方が先になるのである。

このことは、資本性の小なるものから大なるものへと取り崩していくことを意味することになる。まず、第1には当期純利益(もしあれば)であり、第2は欠損填補積立金であろう。第3には別途積立金であり、第4は欠損填補積立金以外の特定積立金であり、第5はその他の資本剰余金である。そして、第6には利益準備金であり、第7には合併差益と減資差益による資本準備金であり、第8に株式払込剰余金による資本準備金ということになる。だが、ここで問題となるのは、第5と第6の順位である。なぜなら、その他の資本剰余金に対する資本性の問題は種々な見解に分かれているからである。

つまり、商法においては、その他の資本剰余金は法的規制力のない任意積立金と同じ順位にあると認識されている。それゆえ、商法では、法定準備金である利益準備金の方が、その他の資本剰余金よりも資本性は大きいと認識されていることになる。しかしながら、伝統的な会計理論の立場から考えると、利益準備金よりも、その他の資本剰余金の方が資本性は大きいと考えざるを得ない。なぜなら、法定準備金であっても、利益準備金はあくまで損益取引を源泉としているのに対して、その他の資本剰余金は資本取引を源泉としているからである。しかるに、商法のみならず財務諸表規則第116条においても「一 任意積立金繰入額、二 その他の資本剰余金繰入額、三 利益準備金繰入額、四 資本準備金繰入額」と規定されている。だが、この規定の意味は、第115条に規定される損失金処理計算書における損失処理の記載項目の区分表示を示しているだけで、直接に欠損填補の順位を示しているものではないが問題が残る。

この点、日本の企業会計原則では、貸借対照表原則四(三)Dにおいて「法律で定める準備金で資本準備金又は利益準備金に準ずるものは、資本準備金又は利益準備金の次に特別の区分を設けて表示しなければならない。」と規定されている。この意味は、資本準備金に準ずるもの(その他の資本剰余金)は資本準備金の次に区分表示しなければならないことを意味する。利益準備金に準ずるもの(任意積立金)は利益準備金の次に区分表示しなければならないということであろう。もちろん、この規定は区分表示の順位を示しているもので、直接的な欠損填補の順位を示しているものではないかもしれない。しかしながら、資本性の大小の順位は間接的には示唆していることになる。

以上で剰余金について主に日本の商法と企業会計原則との両面からアプローチしてきたのであるが、その歴史的な背景や学問的体系の違いから、両者がすべて一致しているわけではない。つまり、日本に複式簿記が導入されたのは、明治6年に福沢諭吉の手によって翻訳され「帳合の法」として紹介されてからである。それ以来、百数十年の歴史があり、その間に積みあげられてきた理論的・

実践的な体系と、その蓄積とが存在するからである。

一方、商法においても、民法から分離して慣習化され、ヨーロッパ諸国に強い影響を与えながら、世界的な慣習法として発展してきたのである。そして、日本にも導入され、明治 32 年 3 月に公布されたのである。それ以後は、憲法を中心とした法体系の中で、理論的にも実践的にも積み上げられてきている。その歴史的な学問体系の集積が、現在の商法の内容と規定とになって存在しているのである。そのため、日本の企業会計審議会より発表された「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」の中で、コーディネイトしても完全になし得るものではない。なお、韓国の商法は日本の商法をプロベクションしている部分が相当に多い。

それゆえに、商法と企業会計原則との関係は商法および商法計算規定の補完的役割を果たすため、あるいは、商法および商法計算規定の解釈指針として機能しているに過ぎない、という見解も存在することになる。この点、韓国でも同じ傾向にある。この補完的役割を主体的役割に変革させるためには、会計理論自体がより豊かな構想力に基づく精緻な理論規範と、広く社会的な認識に立脚した普遍性の高いアカデミックな規範モデルを創りあげなければならない。さらに、よく吟味された体系的な実務規範と実践基準とを創りあげなければならない。これらの諸条件を十分にクリアすれば、自ら必然的に商法および商法計算規定などの理論的・実践的な規範となり得るのである。

〔第 33 条〕

第 33 条（資本調整）において、「資本調整の科目は次のとおりとする。」として、次の 6 項目が規定されている。

1. 株式割引発行差金

株式発行価額が額面価額を下回る場合、その額面に満たない金額とする。

2. 配当建設利益

開業前の一定期間内に株主に配当した建設利息とする。

3. 自己株式

会社が発行した株式を株主から取得した場合のその取得価額とし、その取得経緯及び事後処理計画などを注記として記載する。

4. 未交付株式配当金

利益剰余金処分計算書上の株式配当金額とする。

5. 投資有価証券評価利益（又は投資有価証券評価損失）

第 59 条第 2 項及び第 3 項並びに第 60 条第 3 項の規定により生じた投資株式の評価損益又は投資債権の評価損益とする。

6. 海外事業換算貸（又は海外事業換算借）

第 69 条第 2 項の規定により発生した海外支店などの外貨換算利益（又は外貨換算損失）とする、と規定されている。

以上の問題点に対し、商法の考え方を中心に検討してみよう。

1. 株式割引発行差金

日本では、昭和 56 年の商法改正において現行の規定に改正された。改正前の商法では額面株式について、発行価額が額面額を超える額については株式発行差金として資本準備金に組み入れられて

いた。これは一般にプレミアといわれている。このプレミアは会社の経営も順調で会社存続の安全性も高く、現在および将来の収益性も大きいと予想される場合に発生する。すなわち、一般の投資家はこのような会社に対して、額面を超えても将来の配当や収益性に投資することになるからである。つまり、新規の投資者が旧株主に対して、プレミアを支払うことは当然の代価であると考えられるからであろう。しかしながら、株式割引発行差金は、この逆の場合にも発生する。つまり、会社の経営が赤字で、会社の存続が不確定であり、いつ倒産するか分からないような場合に生ずる。日本では、このような場合に株式の発行は認められていない。

2. 配当建設利息

建設利息とは、日本の商法（第291条）によると「会社ノ目的タル事業ノ性質ニ依リ会社ノ成立後2年以上其ノ営業全部ノ開業ヲ為スコト能ハザルモノト認ムルトキハ会社ハ定款ヲ以テ一定ノ株式ニ付其ノ開業前一定ノ期間内一定ノ利息ヲ株主ニ配当スベキ旨ヲ定ムルコトヲ得」と、規定されている。会社の設立後2年以上その営業全部の開業ができない事業とは、鉄道・電気・ガス会社などの公益的な事業に多い。

たとえば、鉄道業ならば理論的にみれば会社設立後に土地を購入し、線路を敷設し、駅やホームを建設し、さらに機関車や客車を購入し、その間、従業員を雇用し訓練することになる。しかし、その間は当然に収益がないのであるから、会社は株主に配当することはできない。これでは会社設立時に株式の募集が難しく、会社自体の設立も困難となる。また、証券市場原理においても、投資魅力のないところに資金の流入は少ないことになるのは、当然の原則であろう。そこで、商法においては定款に所定の事項を定め、裁判所の認可を得ることによって、開業までの間、一定の利息を株主に配当することができるのである。この利息を建設利息という。

建設利息の本質については、通常利息配当とは性質が異なり、配当金の前払であるとか、資本の払戻しであるとか、いろいろな考え方がある。しかし、建設利息は利息の支払を条件として株主を募集し資金を調達するのであるから、資金調達コストと考えることもできよう。この考え方に立てば、この支出の効果は将来に発現されることになり、他の繰延資産と同じ性格をもつことになる。しかしながら、この建設利息は会計理論に立脚した本来的な繰延資産ではなく、公益事業関係における株主募集という商法の政策的な立場の反映とも考えられる。なぜなら、現行商法の「利益なくして配当なし」という基本原則の唯一の例外でもあるからである。

3. 自己株式

自己株式とは、自社発行の株式を会社が取得して所有している場合である。商法では、自己株式の取得を原則として禁止しているが、これは自己株式の取得が実質的に資本金の減少につながるからである。さらに、禁止の理由としては株式会社から株主から資金調達することを目的の1つにしているから、自己株式の取得は実際的に会社目的に反することになる。その他にも、自社情報による株価操作も可能となり得るし、インサイダー取引も行われる可能性も高くなり、商法としては容認できるものではないのである。だが、その例外事項として第210条において、4項目を認めている。なお詳しくは、日本の商法第210を参照してもらいたい。

4. 未交付株式配当金

これは、利益剰余金処分計算書において未交付の配当金の金額を記載することである。未交付の株式配当金であるから、簿記的には未処分利益のままであろう。よって、これは簿記上の問題なの

で、説明は省略したい。

5. 投資有価証券評価益

投資有価証券は、企業の余裕資金を投資目的で長期間にわたり所有する有価証券である。具体的には、関係会社以外の株式・社債・公債などを1年以上にわたって所有し、利殖を図ることを目的としている。日本における投資有価証券の評価は、原則として取得価額によるが、取引所の相場のある有価証券については、その相場などが適用されることになる。また、時価が著しく下落した場合には、回復する見込がある場合を除いて評価減することになるのである。

6. 海外事業換算貸

外国貨幣による金額から、自国貨幣による金額への換算をいう。そこで、日本の「外貨建取引等会計処理基準」によると、外貨建取引とは「原則として、当該取引発生時の為替相場による円換算額をもって記録する。」と、規定されている。具体的に、資産及び負債については、決算時の為替相場による円換算額によることになるのである。韓国の場合も基本的に同じである。具体的には海外支店などの外貨換算利益などがある。

最後に、資本金と剰余金との関係について、もう一度みておこう。例えば、ハットフィールドによれば、両者には「類似性がときどきみられる。たとえば、資本金と剰余金そして未処分利益が一括してグループ化され、単一の総額の中に含まれる計算法においてみられるように、また、さらに公表貸借対照表においても資本金と剰余金が同様に結合されるのもまれではない。⁽¹⁶⁾」と述べられている。このことは20世紀初頭の会計の創成期の頃であるが、理論の萌芽は生成している。ここで、この問題点を整理すると、両者には法律上の違いによって歴史的に分離されたものである。すなわち、資本金は株主によって拠出された資本であるのに対し、資本剰余金は資本の修正によって生じたものであり、利益剰余金は利益の内部留保によってリザーブされたものである。

この点に関して、黒沢教授は「資本の移転によって利益は生じないという命題は最も重要な会計原則の1つである。⁽¹⁷⁾」と論じている。例えば、資本取引を損益取引に混同すれば、利益の過大表示が生ずることになると指摘されている。しかしながら、剰余金について、ペイトン・リトルトンは「すべての剰余金は、特定の目的に限定されない、一般的な緩衝物または余裕分 (Margin) と考えてよい。損失の可能性や偶発債務にたいする準備を示すために、剰余金に特別な名称を与えてこれを充用することは、さほど有益とは考えられない。」と、述べているように、剰余金はマージンであり、特定の目的に拘束されないという比較的、弾力的な考え方を示している。しかしながら、剰余金は資本との係わりがあるので、厳密に考えた方がよいのではないか。ペイトン・リトルトンの「……Accounting standars」の書は1940年に刊行されたもので、会計が商法などに強く拘束されていない時代のものであるから、現在とは考え方が少し異なるのである。

たしかに日本の場合でも、戦前の企業における剰余金は「余裕分」であった。戦後は株式会社などが大きく発展し、大規模化してくると、種々な面で資本と剰余金とを分離せざるを得なくなった。とくに商法では配当などの関係で、両者をきちんと区別して規定しなければならなくなったからである。会計も必然的に強制法規である商法の規定にしたがわざるを得なくなった。そして、戦後には、どこの国でも会計原則制定のためや会計学そのものの発展のために、両者を厳重に区別して規定するようになったのである。しかしながら、この分野は理論的に、まだまだ研究されなければならないであろう。その他に、これからの会計原則の在り方としては、会計原則自体の進化や深層化

つまり、ディープ・プランの確立とその達成が大きな課題の一つになるであろう。韓国の企業会計基準の場合も同じである。

さらに、会計原則は経済的、社会的その他の変化に対応し得る理論性と実践性とを有し、公正で客観的なものでなければならない。そのため、会計原則は種々な経済・経営現象に内在するすべての会計事象を各種の会計手続・会計処理などによって認識・測定し、これらを財務諸表に反映する原理とシステムが確立されていなければならない。それゆえに、会計原則は固定的なものではなく、経済や法律その他の社会制度の進歩・発展に対応し得る原理や機構などを内在し、いつの時代や環境にも適応できるコンセプトを有しているものでなければならないのである。したがって、会計原則は大きな使命を負っているのである。

注

- (1) The Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Concepts, No. 1, No. 2, No. 4, No. 5, and No. 6. 邦訳 平松一夫 広瀬義州訳「FASB 財務会計の諸概念」〔改訂新版〕中央経済社 1994年 301頁
- (2) J. ST. G. Kerr, The Definition and Recognition of Liabilities. 邦訳 徳賀芳弘訳「負債の定義と認識」九州大学出版会 1989年 44頁
- (3) E. Shmalenbach, Dynamische Bilanz, S-70~75. 邦訳 土岐政蔵訳「十二版・動的貸借対照表論」森山書店, 1959年, 51頁以降
- (4) AICPA, Basic Concepts and Accounting Principles Underlying Financial Statement of Business Enterprises Statement of the Accounting Principles Board No. 4, P-50~51. 邦訳, 川口順一訳「アメリカ公認会計士協会 企業会計原則」同文館 平成元年7版 60頁
- (5) G. Kerr, 徳賀芳弘訳「前掲書」50~51頁
- (6) Paul Weilenmann, Rückstellungen und Rücklagen, 林良治訳「引当金と準備金」税務経理協会 平成2年初版 103頁
- (7) G. Kerr, 徳賀芳弘訳「前掲書」102~104頁
- (8) T. H. Sanders, H. R. Hatfield and U. Moore, A Statement of Accounting Principles, P-84. 邦訳, 山本繁他訳「SHM 会計原則」同文館 1979年 86頁
- (9) R. J. Chambers, Accounting Evaluation and Economic Behavior, 塩原一郎訳「現代会計学原理」上 創成社 1984年 158頁
- (10) James. W. Pattillo, The Foundation of Financial Accounting. 飯岡透・中原章吉訳「財務会計の基礎」同文館 1970年 159頁
- (11) SHM, ibid p-11. 山本繁他共訳「SHM 会計原則」17頁
- (12) SHM, ibid P-92. 山本繁他共訳「同上書」93頁
- (13) W. A. Paton and A. C. Littleton, An Introduction to Corporate Accounting Standards P-105. 邦訳, 中島省吾訳「会社会計基準序説」森山書店 1981年 改訂版 175頁
- (14) George J. Staubus, A Theory of Accounting to Investors, 高尾裕二訳「ストーバス 投資者のための会計理論」白桃書房 昭和61年初版 102頁
- (15) Paton, Littleton, ibid P-105. 中島省吾訳「前掲書」175頁
- (16) H. R. Hatfield, Modern Accounting, Its Principles and Some of Its Problems, 松尾憲橘訳「近代会計学」雄松堂 1971年 224頁
- (17) 黒沢清「近代会計学」春秋社 299頁
- (18) Paton, Littleton, ibid P-97. 邦訳, 中島省吾訳「前掲書」164頁